

オーストラリアの就労ビザ取得ガイド
～日豪ビジネス促進へのビザ活用方法～

改訂版

2016年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シドニー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シドニー事務所が FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd（移住手続代行業者登録番号（MARN）：0959622）、AOM Visa Consulting に作成委託し、2016年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。ないことを予めお断りします。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロ、FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd および AOM Visa Consulting は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ、FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd および AOM Visa Consulting が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シドニー事務所
E-mail：SYD@jetro.go.jp

JETRO

目次

I	はじめに.....	1
II	オーストラリアビザ制度の体系とビザの種類について	2
1.	オーストラリアビザの原則	2
2.	ニュージーランド国籍以外は渡航前に必ずビザが必要.....	2
3.	ビザ・サブクラスは3ケタ、ビザ条件は4ケタ	2
4.	法改正について	3
5.	申請方法・申請場所について.....	4
6.	代理申請	4
7.	ビザ発給通知ついて・パスポートには貼付しません.....	5
8.	VEVO（Visa Entitlement Verification Online）ビザ確認システム.....	5
9.	認証（Certified Copy）	5
10.	NAATI（翻訳）	5
III	就労を可能とするビザの種類とその解説.....	7
—	駐在員・6カ月以上の就労 —	7
1.	就労ビザ（457） Temporary Work (Skilled) Visa (subclass 457)	7
1)	スポンサーシップ（Standard Business Sponsorship：SBS）	8
2)	ノミネーション（Nomination）	17
3)	ビザ（Visa）	19
—	人材育成をみすえて活用 —	22
2.	研修ビザ（402） Training and Research Visa (subclass 402).....	24
3.	学生ビザ（500番台） Student Visa（subclass 570～576）	26
4.	ワーキングホリデービザ（417） Working Holiday Visa (subclass 417)	27
IV	業務などに利用する主なビザの種類とその解説.....	28

— 出張や会議出席関係など —	28
1. ETA (601) Electronic Travel Authority (subclass 601)	29
2. 観光・商用ビザ (600) Visitor Visa Business Visitor Stream (subclass 600)	30
3. 一時就労ビザ (400) Temporary Work (Short Stay Activity) Visa (subclass 400)	31
参考資料 業務・就労などのビザ	34
参考資料 業務・就労などのビザ申請料金および申請期間の一覧	35
V よくある質問 FAQ	36
VI 最近の法改正 2014年2月～2015年12月	39
VII 付録	43
1. スマートゲートについて	43
2. 就労ビザ 457 → 永住ビザへ (Employer Nomination Scheme – ENS – subclass 186)	43
3. 参考文献 (ウェブサイトリストなど)	45

I はじめに

2015年は、1月に日豪経済連携協定（JAPEA）の発効に始まり、日本郵政をはじめとする日系企業による多くのM&A、10月には環太平洋経済連携協定（TPP）の大筋合意と、日豪経済にとって大きな節目となりました。また、オーストラリアはターンブル首相が9月に就任し、さらなる経済促進目的とした外国からの投資促進のために、移民政策に動きがあり、就労ビザ（457）を中心とするビザの取得要件が段階的に緩和する傾向がみられます。

本書は、2014年1月に刊行された「オーストラリアの就労ビザ取得ガイド」の改訂版として、日本企業のオーストラリアビジネス展開において重要な駐在員の派遣「就労ビザ（457）」のしくみについて解説することを最大の目的とします。

また、日本企業が活用できる就労可能なビザは就労ビザ（457）のみではなく、ほかの目的に準じてビジネスに活用できるビザも存在します。継続的な日豪ビジネス促進を目的に、人材育成から就労へのステップを踏まえた各種ビザを解説します。

本書が日豪ビジネス促進へのきっかけづくりとなれば幸甚です。

なお、オーストラリア政府は就労ビザ（457）について、2014年9月に“*Robust New Foundations*”という移民法改正の提案レポートを発表し、2016年6月をめどに法制化終了予定としています。そのため、当ガイドブック発行後の法改正により、内容が無効となる箇所が発生することが予測されますことをご留意ください。

Robust New Foundationsのレポートはこちらからダウンロードできます。：
<http://www.border.gov.au/ReportsandPublications/Documents/reviews-and-inquiries/streamlined-responsive-457-programme.pdf#search=robust%20new%20foundations>

II オーストラリアビザ制度の体系とビザの種類について

オーストラリアビザを扱う上で、以下は基本的な情報となります。これらを把握しておくことで、申請手続きを潤滑に実施することが可能となります。

1. オーストラリアビザの原則

オーストラリアでは移民・国境警備省（Department of Immigration and Border Protection: DIBP）により、ビザ申請受理、審査が実施されます。この管轄は各国オーストラリア大使館にも存在し、在外においても共通の管轄（DIBP）が手続きを実施する点は、米国や日本と大きく異なる点です。

また、目的に準じて多数のビザクラスが存在します。近年ではその数を減らすことでシンプルにしていく方向性ですが、いまだビザの種類数は他国に比較しても多く存在します。

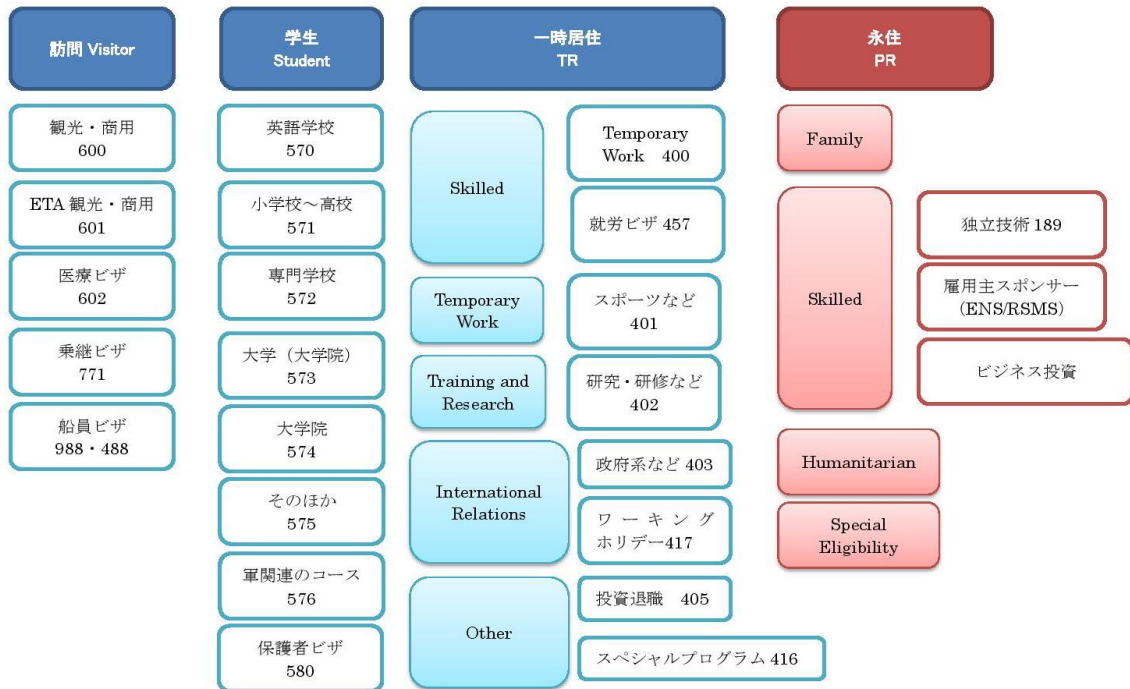
2. ニュージーランド国籍以外は渡航前に必ずビザが必要

日本国籍を含めて、ニュージーランド国籍保持者以外すべての方が渡航前にビザ取得が必要です。観光や出張目的には ETA（Electronic Travel Authority）の事前登録が必要です。また、ニュージーランド永住ビザを保持している場合も、オーストラリアビザは別途、目的に準じて渡航前に必要です。

3. ビザ・サブクラスは 3 ケタ、ビザ条件は 4 ケタ

ビザの種類はすべて数字 3 ケタで表示されます。数字別に目的が区別され主なタイプは以下になります。

オーストラリアのビザサブクラスについて(一時居住を中心として)



ビザ条件は以下のように数字 4 ケタで表示され、ビザ発給時に発給通知メール・レター内に記載されます。

8107 - WORK LIMITATION

決められた雇用主で勤務すること。

8501 - HEALTH COVER

滞在期間中、保険加入を維持すること。

4. 法改正について

オーストラリアの新会計年度は毎年 7 月 1 日です。そのため、大きな法改正は 7 月 1 日に多く実施され、6 月 30 日以前の法律と変更になることが多々あります。申請日によって適用される法律が変わるため、この時期は特に注意が必要です。このほかにも 3 カ月ごとにその変更時期はあり、1 月・4 月・7 月・10 月が基点になり、申請用紙や申請料金が頻繁に変更されます。

5. 申請方法・申請場所について

オーストラリアは現在、多くのビザ・サブクラスに「オンライン申請」が導入されていますが、要件によって申請方法・申請場所が異なります。日本からオーストラリアの DIBP へ郵送するケースもありますので、ビザ・サブクラスごとに申請場所を確認してください。

なお、在日オーストラリア大使館 査証課は現在一般的なビザに関するお問い合わせのみ対応をしており、日本在住の方の申請・審査は原則、韓国のオーストラリア大使館になります。審査にかかわる内容はすべて該当する申請場所（例：韓国のオーストラリア大使館またはビザクラスによって規定されているオーストラリア国内の審査場所）にお問い合わせ下さい。

また、申請時にオーストラリアに滞在しているか否かによって法律上、条件も異なります。

DIBP Tokyo	在日オーストラリア大使館 査証課 http://australia.or.jp/visa/contact.php
DIBP Seoul	在韩国オーストラリア大使館 査証課 http://southkorea.embassy.gov.au/seol/Contact_Visa.html
Onshore:	申請時に、主申請者（Primary Applicant）がオーストラリア国内にいる場合
Offshore:	申請時に、主申請者がオーストラリア国外にいる場合（日本含む） (Onshore, Offshore の定義は場合によって例外もあります。)

6. 代理申請

「代理申請用紙（956・956A）」記載により代理人を立てて、ビザ申請することが可能です。

1) Registered Migration Agent

オーストラリア国内在住の方が申請・代行依頼する場合は、オーストラリア政府移住手続代行業者認定局（Office of the Migration Agents Registration Authority）にて登録された移住手続認定代行業者（Registered Migration Agent）でなければなりません。

オーストラリア国外在住の場合でも Registered Migration Agent として依頼が可能です。

以下サイトより Registered Migration Agent を検索することが可能です。

オーストラリア政府移住手続代行業者認定局: <https://www.mara.gov.au/>

日本語案内: <https://www.mara.gov.au/languages/japanese/>

2) Non-Registered Agents Outside of Australia（通称で Offshore Agent ともいわれます。）

オーストラリア国外在住の方が申請・代行依頼する場合は Offshore Agent として依頼が可能です。

3) Exempt Person (そのほか)

Migration Agentでなくてもビザをサポートする企業や家族、学校、留学エージェント、そのほか外交関係や国際機関のメンバーなども、申請者をサポートする方であれば代理人として申請が可能です。ただし、これらの方は代理人として有料でサポートすることはできません。

7. ビザ発給通知について - パスポートには貼付しません

オーストラリアビザは発給通知がすべてe-mailまたは発給レターにて通知されるため、パスポートにビザは貼付されません。パスポートに記録がないため、有効期限にはくれぐれも注意が必要です。また、ビザ期限中に、パスポートを更新した際には必ず、新パスポートで出入国する前に最寄りのDIBPまたは発給された管轄にてパスポート番号の変更に伴うビザ情報の更新を行って下さい。

8. VEVO (Visa Entitlement Verification Online) ビザ確認システム

有効なオーストラリアビザについてはオンラインにて随時確認可能です。

VEVO (Visa Entitlement Verification Online) というシステムにて、ビザ申請時に利用したTRN (Transaction Reference Number 照会番号) またはビザ発給番号を利用して現在お持ちのビザ有効期限や条件を確認・印刷保存することが可能です。

VEVO: <http://www.border.gov.au/Busi/Visa>

9. 認証 (Certified Copy)

ビザ申請の際、パスポート原本を提示せずに、「認証」コピーを提示することで申請手続きを行うことができます。「認証コピー」の作成には、定められたところに依頼する必要があります。日本では、オーストラリア大使館(東京)、総領事館(札幌・大阪・福岡)の領事部のみが管轄となります。オーストラリアではJustice of the Peaceといわれる資格保持者をはじめ、弁護士、Migration Agentや教師や薬屋などの多くで「認証コピー」の作成を受け付けています。

在日オーストラリア大使館 領事部サイト: <http://www.australia.or.jp/consular/notarial/>

10. NAATI (翻訳)

ビザ申請をする際の書類はすべて英文で提出するため、多くの翻訳を必要とします。オーストラリアではビザ申請目的に翻訳を扱うことができるのはNAATI (National Accreditation Authority for Translators and Interpreters) といわれる国家資格保有する翻訳者に限られて

います。翻訳者はホームページより検索することが可能です。現在、韓国のオーストラリア大使館への申請は、日本国内にNAATI翻訳者が極少であることも踏まえて「翻訳を本業としているプロフェッショナルの方」に依頼することが認められています。翻訳された文書は翻訳業者のレターヘッドを使用するか、社印、認証印の押印、および翻訳業者／翻訳者の連絡先が明記してあるものしか認められません。

NAATI サイト： <http://www.naati.com.au>

III 就労を可能とするビザの種類とその解説

長期に人材を派遣する際、日系企業が主に利用できる就労可能なビザをご紹介します。企業のビジネス進出に、またオーストラリアにて人材育成をみずえて活用できるビザを解説します。

— 駐在員・6カ月以上の就労 —

1. 就労ビザ（457） Temporary Work (Skilled) Visa (subclass 457)

オーストラリア就労ビザは 457 といわれる Temporary Work (Skilled) Visa (subclass 457) が一般的となります。日系企業の駐在員をはじめ、オーストラリア現地にあるローカル企業の就労もすべてこのビザとなります。オーストラリアは基本、移民国家のため、就労ビザの考え方は「原則、オーストラリア労働市場における人材を活用し、国内において見つけることができない人材を海外から採用する」というスタンスで、就労ビザのしくみが存在します。そのため、海外から派遣される人材とオーストラリア国内で採用される人材を給与面やさまざまな条件について公平に扱うことが期待されています。また、海外企業が進出することにより、オーストラリアへの経済効果、そして雇用創出が期待されています。

このビザは①スポンサーシップ ②ノミネーション ③ビザ と 3 段階の審査ステップで構成され、三つの過程が終了し、はじめてビザ発給となります。各セクションで詳細をご説明していきます。

就労ビザを検討する上で、以下のような内容を明確にする必要があります。

- ✓ 誰が雇用主か？（誰が給与を支払うか？誰が雇用契約書を発行するか？）
- ✓ オーストラリアで「就労」とはどのような定義か？
- ✓ 就労期間は？
- ✓ 就労する人の英語力は？IELTS overall 5.0 クリアできるか？
- ✓ 就労する人の職務経験は？学歴は？資格などは？

目的：	オーストラリア企業や団体および政府において3カ月以上の就労を可能とするビザ。一般的にオーストラリアの就労ビザとはこの457となります。
ビザ期間：	最長4年間。基本、現地受入先の決める招聘期間。延長も可能。
申請手順：	受入先は企業（法人）がスポンサーになる必要があり、以下の3段階の審査となります。 ① スポンサーシップ 受入先の審査 ② ノミネーション ポジション（職業）の審査 ③ ビザ申請 このポジションに就く申請者の審査
申請方法：	審査は上記①→②→③と段階的に許可されますが、三つ同時に申請が可能。すべてオンラインで申請。

※2016年1月現在の情報です。申請の際は事前にDIBPに確認願います。申請料金・審査期間はP28別紙参照

1) スポンサーシップ（Standard Business Sponsorship：SBS）

オーストラリア就労ビザは「企業（法人）」がスポンサーとなる構造のため、その企業のステータスにより、Business only operating outside of Australia（BOA）と Business operating in Australia（BIA）と二つの申請方法が検討でき、スポンサーはどちらかになります。

日系企業がオーストラリア進出を検討した場合、以下がよくあるパターンです。

<典型的な日系企業のパターン>

① 初進出の場合（BOA）

- ・オーストラリアでいまだビジネスを実施していない。これから初めての市場進出、現地法人の設立。
- ・オーストラリア現地企業と新たにジョイントベンチャーなどで現地法人を設立、進出。
- ・過去に、「代理店」（Distributor/Agent）などを構えて、オーストラリア企業にビジネスを任せていたが、あらためて会社設立し、日本から人を派遣。

② オーストラリア企業との契約義務遂行のために、日本から現地に勤務が必要な場合（BOA）。

③ M&A の場合（BIA）

- ・オーストラリア企業を買収し、現地ビジネス運営のために日本から人を派遣。

④ 進出後、ビジネスを現地法人として既に運営（BIA）

- ・駐在員を定期的に派遣。交代なども含めて日本から人を派遣。

スポンサーシップ有効期限およびそのビザ発給期限

スポンサーの状況	スポンサーシップ 期限	ビザ期限
① 初進出・ジョイントベンチャーなど	18 カ月	最長 18 カ月
② オーストラリア会社との契約事項遂行 目的 ③ M&A の場合 ④ 進出後、現地法人としてビジネス運営	5 年間	最長 4 年

上記①～④の詳細は以下のとおりです。:

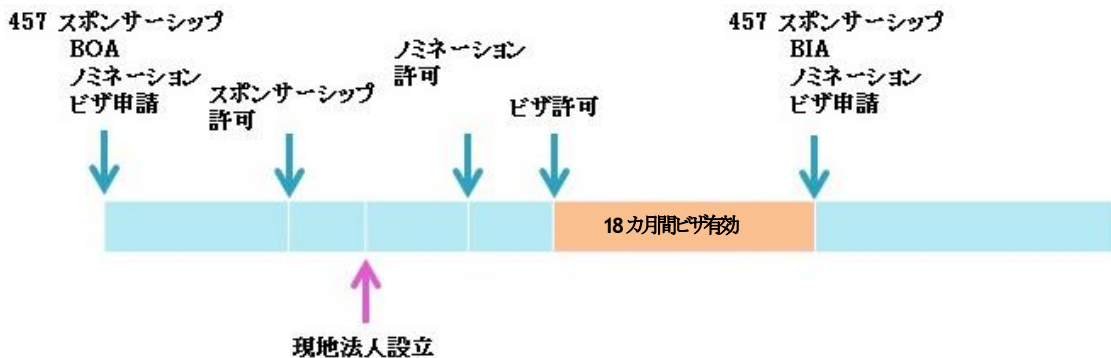
Business only operating outside of Australia (BOA)

①オーストラリア就労ビザで特徴的なことは、米国などと異なり、「現地でビジネス運営」する以前に、ビジネスプランの段階で就労ビザを申請することが可能である点です。これは、初進出する企業がオーストラリアにおけるビジネスを迅速に進めるために、会社登記前でも申請可能です。この申請方法は「初進出」の時のみ利用可能であり、スポンサーはオーストラリア国外の企業＝「日本側の本社」になります。次回以降の SBS 申請は、BIA として、設立された「現地法人」になります。

スポンサーシップ有効期限は 2015 年 5 月 20 日に下記のように緩和されました。ただし、今までは、日本企業のように「海外」で 12 カ月以上運営している実績のある企業については、オーストラリア国内でのビジネスが運営 12 カ月未満であっても、ビジネス運営が 12 カ月以上として扱われていました。しかし、今後はオーストラリア国内での実績に応じて期限が定められることになるため、初めて進出する日本企業はスポンサーシップの有効期限は 18 カ月であり、駐在員のビザ期限も最長 18 カ月となります。

BOA スポンサーシップ有効期限 2015 年 5 月 20 日改正

	スポンサーシップ 期限 改正前	スポンサーシップ 期限 改正後	ビザ発給期間
ビジネス運営 12 カ月未満	1 年間	18 カ月	最長 18 カ月
ビジネス運営 12 カ月以上	3 年間	5 年間	最長 4 年



②オーストラリア企業との契約義務の遂行や、それを支援する必要がある際に、BOA として申請が可能です。例として、日系企業がオーストラリア企業となんらかの商品やサービス提供の契約が存在し、オーストラリアにおいてその業務遂行目的に誰かが勤務必要な場合、日系企業はオーストラリア企業との契約書を軸に SBS の申請が可能です。日系企業のオーストラリア企業とのビジネス状況によっては、長期的・そして詳細なビジネスプランを作成するよりもシンプルに、SBS 申請が可能となる方法もあります。

Business operating in Australia (BIA)

③および④の 日系企業が、現地でビジネス展開する際に「現地法人」を設立することが最も典型的であり、ここへ「駐在」もしくは「出向」として人を派遣することが一般的です。登記上は「オーストラリア法人企業」となるため、オーストラリア就労ビザのしくみでは、実質のスポンサーはこの「現地法人」となります。M&A の場合も既存企業が存在するため、このケースとなります。

なお、①の事例である初進出後に更新する際には、この BIA として申請することになります。

スポンサーシップ申請要件

➤ 法的にビジネスを運営している (Lawfully Operating a Business)

原則として、スポンサーとなる企業の安定したビジネス状況がこの審査のカギとなり、以下のようなポイントが重視されます。：

- ・公平に現地スタッフを採用している。
- ・安定したビジネス経歴・財務歴がある。

なお、初進出のためにオーストラリアに法人登記したのみでまだ実質な運営を開始していない場合は、法的にビジネスを運営しているとはみなされません。この場合、**Business only operating outside of Australia** として「日本企業」の実績や運営状況を説明することで申請します。

➤ **悪影響となる情報がないこと (No Adverse Information)**

企業としてコンプライアンス上、過去3年のビジネス運営上において法的にも悪影響となる情報がないこと。(一般的には税務・労働法やビザ関連など)

➤ **海外企業によるスポンサーの要件 **Business only operating outside Australia** のみ該当 (Overseas Business Requirements)**

以下のどちらかを満たす必要があります。

- ・海外企業とのなんらかのネットワークを軸にオーストラリア国内にてビジネス運営している。
- ・オーストラリア企業との契約やプロジェクトなどを遂行している。

➤ **ビジネスが良好な雇用慣行を実施していることを提示**

Business operating in Australia のみ該当 (Attestation that business has good employment practices)

ビジネスはローカル採用や、差別のない雇用など良好な雇用慣行を実施していることを提示する必要があります。この内容に対して証明を提示する必要はありません。

➤ **研修基準 (Training Benchmarks) **Business operating in Australia** のみ該当**

オーストラリア現地企業として、現地従業員に対しても適切な雇用条件を与えている履歴として、オーストラリア国籍・永住者に対し適切な研修費用を提供していたかという点が審査基準となります。

以下どちらかを満たすことが条件です。研修が多く必要な新卒従業員も含まれます。

BOA のケースはまだ現地企業の運営が存在しないため、この要件が不要となります。

ベンチマーク A 企業における社員の（契約社員含む）全給与の2%以上を研修ファンドに支出しているか。

ベンチマーク B 企業における社員の（契約社員含む）全給与の1%以上をオーストラリア国籍・永住者に対して研修費用支出しているか。

各企業により、条件も異なりますが、大きく分けると以下の区別があります。

- ① ビジネス商取り引きを開始してから 12 カ月以内
－ベンチマーク要件を満たす研修プランの提示が必要。
- ② 初進出後、初めての BIA として SBS 申請
－申請から直近 12 カ月分の研修経歴がベンチマーク要件を満たす必要あり。
- ③ SBS の継続申請の企業
－前回の SBS 許可後からの研修経歴がベンチマーク要件を満たす必要あり。

この研修基準 (Training Benchmark) については Robust New Foundations リポートの中でも最も大きな法改正提案としてなされており、政府からの回答では協議中という状況の為、今後以下のとおりの改正が実施されると予測されます。

<Robust New Foundations リポートによる法改正提案>

研修基準は廃止し、“annual training fund contribution” (年間研修ファンド積立金) をビジネスサイズに応じて各 457 スポンサーが支払う。この積立金は年度ごとに報告され、以下のような方法に利用されるように提案。

- a) 失業者など社会的に支援を必要としているグループに対する研修やサポート支援。
- b) 雇用主が原住民オーストラリア人や地方地域を含む研修生・実習生を採用するプログラム。
- c) 職業訓練や高等教育機関におけるスキルのギャップをうめるスキルアップ・トレーニングの機会提供目的のためにメンタリングプログラムや研修奨学金として利用。
- d) 国策上優先的なセクターに対しての研修やサポート支援。

スポンサーの義務 (Sponsorship Obligations/Undertakings)

オーストラリア就労ビザは就労者よりも雇用主に対する責務が重く、多くの義務が発生します。スポンサーになるためにこれらについて申請時に十分認識しておくことが必要です。原則として、正確で適切な記録を保持し、法令順守のビジネスを運営していれば、条件はクリアします。

スポンサーの義務 Sponsorship Obligation	説明 Explanation	義務の期間 Duration of obligation
調査官への協力義務	<p>スポンサーは移民法（Migration Act 1958 & Migration Regulations 1994）に基づき 調査官に協力しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供すること。 ・ 会社社内に立ち入ることに協力する。 ・ 期間内に情報提供や資料作成を行う。 ・ インタビューに応じる。 	<p>義務はスポンサー許可が下りた時から発生し、スポンサー期間終了の5年後に終了となる。</p>
雇用契約を順守する義務	<p>スポンサーはスポンサーする労働者の雇用条件などは同じ場所で勤務するオーストラリア国籍や永住者が 従事している同じポジションの条件と同等に扱わなければならない（給与が 25 万豪ドル以上の方は対象外）。</p>	<p>任命された人がビザを保持している場合は、この義務はノミネーションが許可された時点で発生する。</p> <p>任命された人がビザを保持していない場合、この義務は 457 ビザが発行された時点で発生する。</p> <p>スポンサーされている人の雇用契約が終了となる、あるいは、ほかのビザが発行された時点でこの義務は終了となる。</p>
記録保存する義務	<p>スポンサーは法令順守に基づき、記録・保存の義務がある。すべての記録は再現可能とし、監査確認可能となるように保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費を請求された場合その書面による依頼書 ・ 給与詳細 ・ 契約書など 	<p>義務はスポンサー許可が下りた時から発生し、スポンサー期限終了の2年後に終了となる。</p>
審査官へ記録・情報提供する義務	<p>スポンサーは以下の審査のためにも記録・情報提供を行わなければならない。：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポンサー義務を正當に果たしている。 	<p>義務はスポンサー許可が下りた時から発生し、スポンサー期限終了の2年後に終了</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官が審査決定しなければならない状況の場合。 	<p>となる。</p>
<p>特定の事項が発生したときに DIBP へ情報提供する義務</p>	<p>スポンサーは特定の事項が発生した時には DIBP へ 情報提供する義務がある。情報は書留による郵送または e-mail にて、特定の住所へ期限内に提出する義務がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所や連絡先の変更。 ・スポンサー期限が終了した時。 <p><発生から 28 日以内に申告が必要な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビザ保持者が雇用終了となった場合。 ・保持者の職務が変更となった場合。 ・スポンサーシップ申請時と情報が変更となった場合。 ・ビザ保持者のために帰国旅費費用を支払った場合。 ・ビジネスが破たんまたは、業務停止となった場合。 <p>など</p>	<p>義務はスポンサー許可が下りた時または、雇用契約開始から発生し、スポンサー期限終了の 2 年後に終了となる。</p>
<p>許可された職務でスポンサーしている就労者を勤務させる 義務</p>	<p>スポンサーは就労者に対し、許可された職務以外では勤務させないこと。もし、スポンサーがほかの職務にて 就労してほしい場合は、新たにノミネーションを申請する必要がある。スポンサーはまた、就労者をあくまでも「被雇用者」としてスポンサーしているため、ほかの職務(具体的には ANZSCO code)に従事してはならない。</p>	<p>ノミネートされた人がビザ保持者の場合、義務はノミネーションの許可された時から 発生する。</p> <p>ノミネートされた人がビザを保持していない場合、ビザが発行された時から義務は発生する。</p> <p>ほかのノミネーションが許可され、ビザが発行された場合、または、ビザ保持者がオーストラリアを出国して 457 を持っていない場合、義務は終了する。</p>

<p>スポンサーされている人（または扶養家族）の特定の金額を回収しない義務</p>	<p>スポンサーはスポンサーされている人（または扶養家族）よりすべてまたは一部の金額（Migration Agent に支払う金額含め）を請求したりしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に採用に関する金額 ・スポンサーになるための代償 	<p>義務はスポンサー許可が下りた時から発生し、以下の二つのケースが満たされた時点で終了する。:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポンサー期間が終了し、 ・457 ビザが終了した場合。
<p>スポンサーされている人がオーストラリアから出発するための旅費の支払い義務</p>	<p>スポンサーされている人から帰国旅費費用について 書面で依頼された場合、または支払い義務である旅費が、まだ該当者に支払われていない場合、スポンサーは スポンサーされている人に対し、適当な旅費費用を支払わなければならない。</p> <p>旅費は以下について適当かつ必要と考慮される。:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア国内の居住場所から出国する場所までの旅費。 ・旅費として特記されている、オーストラリアから居住国まで（パスポート保持国）の航空運賃。 ・依頼されて 30 日以内に支給する必要がある。 ・エコノミークラスまたは、利用できない場合、それに 準拠する適当な航空運賃。 	<p>任命された人がビザを保持している場合は、この義務はノミネーションが許可された段階で発生する。</p> <p>任命された人がビザを保持していない場合は、この義務はビザが発行された段階で発生する。ほかのノミネーションが許可され、ほかのビザが発行された場合や、ビザ保持者が既に出国し、457 ビザを既に保持していない場合は終了する。</p>
<p>不法滞在などになった場合に発生する金額を支払う義務</p>	<p>DIBP により、不法滞在などでスポンサーされている人（または扶養家族）が不法滞在になった場合に退去のために発生する金額について書面により依頼があった場合、スポンサーが支払う義務がある。スポンサーは 政府に対し、もしスポンサーされている人が帰国のために必要とする旅費を既に支払っている場合は、その差額（最高 1 万豪ドル）を支払えばよい。</p>	<p>義務はスポンサーされている人が不法滞在になったその日から始まり、出国後、5 年間後に終了する。</p> <p>扶養家族人が不法滞在になった場合、義務はその日から始まり、出国後 5 年間後に終了する。</p>
<p>オーストラリア国籍や永住者に研修を提供する義務</p>	<p>スポンサーは社内における従業員に対して公平に研修機会を提供し、かつ、スポンサーシップ要件となる研修費用支出を満たす義務がある。</p> <p>この研修要件は 12 カ月ごとに満たす義務がある。</p>	<p>義務はスポンサー許可が下りた時から発生し、スポンサー期間が終了するまでとなる（3 年か特定の企業は 6 年）。</p>

モニタリングについて

就労ビザはビザ発給後も、スポンサーとなった企業に対し、ときにモニタリングとして調査が入るケースがあります。基本、「申請時の状況を維持して、合法的に運営しているか」という調査になり、調査を受けた企業は「スポンサーの義務」に準じて全面的に協力する義務があります。なお、何らかの状況が変更になった場合は、事項発生から 28 日以内に以下の各管轄へ雇用主より申告をすることを順守ください。

(予定よりも早く雇用終了した場合、法人住所の変更、法人取締役の変更、など)

E-mail 連絡先 (全事務所共通) : Sponsor.notifications@border.gov.au

郵送での連絡 (書留)

New South Wales

Sponsor Monitoring

GPO Box 9984, Sydney NSW 2001

Victoria

Sponsor Monitoring

GPO Box 241, Melbourne VIC 3001

Queensland

Sponsor Monitoring

GPO Box 9984, Brisbane QLD 4001

Western Australia

Sponsor Monitoring

Locked Bag 7, Northbridge WA 6865

South Australia

Sponsor Monitoring

GPO Box 2399, Adelaide SA 5001

Northern Territory

Sponsor Monitoring

GPO Box 864, Darwin NT 0801

Australian Capital Territory

Sponsor Monitoring

GPO Box 717, Canberra ACT 2601

Tasmania

Sponsor Monitoring

GPO Box 794, Hobart TA

2) ノミネーション (Nomination)

ノミネーションとはどんな「職業ポジション」を海外から派遣するか、ということを示す職業ポジションの審査です。原則オーストラリア国内ではみつけない役職を海外から派遣するため、オーストラリア就労ビザは海外から受け入れが可能な職業ポジションが規定されており、移民法上 CSOL (Consolidated Sponsored Occupation List) という職業リストになると派遣することができません。

ANZSCO Code とは？

オーストラリア・ニュージーランドでは共通に利用している ANZSCO (Australian and New Zealand Standard Classification of Occupations) という 6 ケタの職業コードがあり、個々にその職務や必要なスキルなどが詳細に定義されています。また、職業コードによってそのスキルレベル (Skill Level) が規定されており、Skill Level 1-5 まで存在し、1 が最もレベルの高い職業と定義されています。コード 6 ケタの番号とスキルレベルといわれるものは異なるため、各コードの詳細よりスキルレベルをご確認下さい。

ノミネーション申請はこれらの ANZSCO Code にあるポジションにマッチングしてノミネーションを申請するしくみとなっています。背景として、極力オーストラリア国内の労働市場で採用を期待しており、みつけれない人材を海外から確保する、という考え方があります。そして重要なポイントは給与設定です。オーストラリア労働市場を比較して、場所や業界・職務に準じて妥当な給与設定が必要であり、このポジションにたとえオーストラリア国籍・永住者が採用されても公平に扱われる基準である金額であることが重要です。

ノミネーション申請要件

➤ 認可された職業であること

派遣予定の役職は CSOL にある認可された職業であること。

Consolidated Sponsored Occupation List (CSOL):

<https://www.border.gov.au/Trav/Work/Work/Skills-assessment-and-assessing-authorities/skilled-occupations-lists/CSOL>

ステップとして以下により検索が可能です。

- ✓ CSOL を確認し、関連しそうな ANZSCO Code を検索。
- ✓ 申請者となる方の職務経験やスキルがこれらの情報に合致しているか確認。

➤ マーケットサラリー&TSMIT を満たす

海外から派遣する人材に対し、就労ビザを発給するためには規定給与以上の支給が必要であり、TSMIT (Temporary Skilled Migration Income Threshold) という基準を設けています。TSMIT の最低額は 5 万 3,900 豪ドル (2016 年 1 月時点) であり、この金額より上の年間基本給設定が必要です。また、金額のみではなく、給与は客観的にみて妥当な金額であることが必要です。オーストラリア国籍や永住者が同じ職務をしても公平な給与支給であるという証明のために、オーストラリア国内労働市場におけるマーケットサラリーを提示する必要があります。これは一般市場にある同じ職務の求人広告や実際同じ職務で勤務している現地スタッフの給与など、マーケットサラリーの説明方法は多岐にわたります。なお、年収 (給与+手当含む) が 25 万豪ドル以上の場合はマーケットサラリーの要件は不要です。

➤ 本当のポジションであること (Genuine Position)

スポンサーはこのポジションがビジネスにおいて必要となる本当のポジションである、ということを示す必要があります。ビジネスの中でどのようにそのポジションが機能するかという点がポイントです。

例として、レストランにてソフトウェアエンジニアを 457 のポジションとして提示したり、全体の従業員が 2 人のところに、駐在員 5 人のポジションを提示することは困難です。

➤ **労働市場テスト (Labour Market Testing – LMT) の免除**

海外から人材を就労ビザで派遣する際、申請時に、具体的な労働市場調査 (Labour Market Testing - LMT)、つまり、オーストラリア国内においてもこの人材を獲得できない理由や実際の調査を提示することが求められます。ただし、2015年1月に日豪 EPA が発効されたことにより、「日本国籍」保持者はこのテストが免除となりました。詳細は以下をご確認ください。

(就労ビザ (457) 'Nominate' タブ内 “Labour market testing requirement”)

LMT について: <http://www.border.gov.au/Trav/Visa-1/457->

➤ **悪影響となる情報がないこと (No Adverse Information)**

企業としてコンプライアンス上、過去3年ビジネス運営上法的にも悪影響となる情報がないこと。(一般的には税務・労働法やビザ関連など)

有効期間: 12カ月。ノミネーション許可後、この期間中にノミネートされた(推薦)人のビザ申請が必要となります。また、万が一、派遣する人が許可後に変更になった場合は、ノミネートする人に対して再申請が必要です。

3) ビザ (Visa)

スポンサーシップ・ノミネーションが許可されて初めてビザ審査が実施されます。ノミネーションで提示された職務に相当の職務経験やスキルなどがあり、最適な人材であるということが審査のポイントです。

ビザ申請要件

➤ **適切なスキル・経験や資格などがある**

オーストラリアにおいて従事する職務に相当するスキルや経験・資格を申請者が保持しており、最適な人物であることがポイントです。この「スキル」の要件については ANZSCO に概要が掲載されていますが、DIBP は厳格な要件を課しています。資格もしくは職務経験が明確にノミネーションポジションに関連していることが重要です。

いくつかの職業はライセンスや登録が必須のものもあります(例: 医療関係など)。また、DIBP ポリシーにより頻繁に利用されるような職業(例: ANZSCO 511112 Program or Project Administrator: プロジェクトやプログラムによるアドミニスタップのようなポジション)は 457 取得のために、スキルアセスメントが必要なものが存在します。

➤ 一定レベルの英語力がある

- IELTS (International English Language Testing System)

英語試験による要件など、一定レベルの英語力を満たすことが必要です。

ただし、給与価格が9万6,400豪ドル以上のケースはこの英語力証明の要件が免除されますので、不要となります。

● 英語試験による要件

English test	Minimum band score	Minimum scores for English test components			
		Listening	Reading	Speaking	Writing
IELTS test	Overall band score 5.0	4.5	4.5	4.5	4.5
OET	-	B	B	B	B
TOEFL iBT	Total band score 36	3	3	12	12
PTE	Overall band score 36	30	30	30	30
CAE	Overall band score 154	147	147	147	147

2015年4月18日に改正され、上述のとおり IELTS 以外の試験も認可されるようになりました。また、IELTS は各セクション 4.5 以上、Overall 5.0 としてレベルが緩和されました。

● 5年間以上 中高、もしくは大学以上で英語によるフルタイムコース受講

中学・高校、大学以上のコースにおいてフルタイムで英語にてコース受講し、累積として合計5年以上受講証明できる場合は、英語力の免除となります。

● カナダ・ニュージーランド・アイルランド・英国・米国国籍の方は免除

就労ビザ そのほかのポイント

- ✓ 年齢制限がない：年齢制限がないため、スキルがある該当する方であれば申請可能です。
- ✓ 赴任期間の制限がない：必要な人材であれば、更新をすることで、長期的な赴任が可能です。
- ✓ 配偶者の就労が可能：配偶者は自由にどこでも就労が可能です。
- ✓ 子弟の就学が可能：6歳以上のお子様は就学が義務です。
- ✓ 滞在期間の制約がない：現地オーストラリアに滞在しなければならない期間の規定もありません。

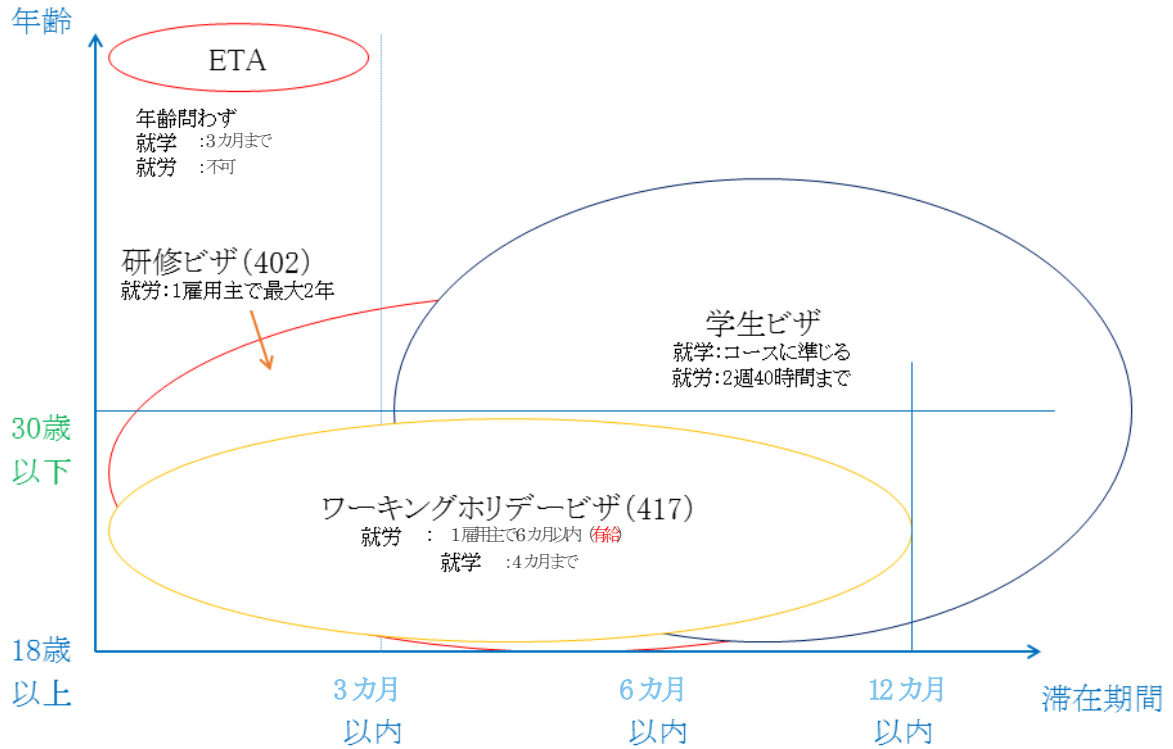
オーストラリアの就労ビザ（457）は大変複雑に感じますが、非常にシステムティックに構成されているともいえます。移民政策による原理からオーストラリア国籍・永住者雇用や労働市場を中心に検討するビザのしくみは、今後、海外からの投資進出も踏まえて、積極的投資誘致をすべく、法改正も緩やかに進められるのではないかと推察されます。

— 人材育成をみずえて活用 —

オーストラリアは457以外でも、就労可能な権利が付与される（Work Rights）ビザが存在します。これらは、特に30歳以下の若い社員を派遣検討する際に広範囲に活用できます。

現地におけるビジネスプランに準じて、若い社員を人材育成目的や、駐在員養成目的としても、オーストラリアのビジネス環境を活用することが可能です。特に、ワーキングホリデーや学生ビザは比較的ビザが取得しやすいため、年齢を踏まえて段階的に活用することも、検討できます。

<年齢別人材育成に申請可能なビザ>



<企業が人材育成に活用できるビザ>

ビザ種類	ビザ期間	就学	就労
ETA(601)	3カ月	3カ月	不可 (ボランティアは可能だが視察程度)
学生ビザ	コースによる (コース+1~2カ月)	学校コース期間	コース期間中:2週間=40時間以内 休暇期間中:フルタイムで可能
ワーキングホリデービザ(417)	1年	17週間(4カ月まで)	1雇用主で6カ月まで可能(有給)
研修ビザ(402)	最長2年	全体の30%以下の期間 *講義形式という意味 (classroom situation)	職業リストに規定されたポジションで、海外(日本)から派遣。規定された雇用主で研修 *基本、日本企業で勤務している人がスキル向上の為に、現地で研修(有給・無給どちらも可能)

これらのビザを活用した企業研修事例は、在日オーストラリア大使館 オーストラリア政府公式留学情報ウェブサイト内 「グローバル人材育成」 に紹介されています。

ETA (601) ・ 学生ビザ (570)

<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/australian-education/global-human-capital/business-english-training>

研修ビザ (402) ・ ワーキングホリデービザ (417)

<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/australian-education/global-human-capital/internship>

2. 研修ビザ (402) Training and Research Visa (subclass 402)

Occupational Trainee Stream

<p>目的：</p>	<p>オーストラリア企業や団体および政府において人材育成目的のため、研修をされたい方のためのビザとなり、以下の三つのケースに相当します。</p> <p>Stream 1 オーストラリア国内または自国における役職に従事するために必要な経験や資格取得や登録する目的の研修。</p> <p>Stream 2 該当するポジションにおいてさらに個人の経験を伸ばすための実践的研修。</p> <p>Stream 3 自国においては受けることのできないトレーニング（政府・教育機関など）をオーストラリアにて実践し、個人の経験を伸ばすための実践的研修。</p>
<p>ビザ期間：</p>	<p>最長 2 年間。基本、現地受入先の決める招聘期間。</p> <p>スポンサーシップ有効期間 : 3 年間</p> <p>ノミネーション有効期間 : 12 カ月</p>
<p>申請手順：</p>	<p>受入先は現地企業がスポンサーになる必要があり、以下の 3 段階の審査となります。</p> <p>① スポンサーシップ 受入先（オーストラリア現地企業など）の審査</p> <p>安定した企業：オーストラリアで法的な企業・団体であるか。</p> <p>研修： 研修を十分に提供できる企業・団体であるか。</p> <p>法令順守： オーストラリアの移民法に準じて受け入れ可能か。</p>

3. 学生ビザ (500 番台) Student Visa (subclass 570~576)

目的：	就学が主目的であり、就労は補足的であること。
ビザ期間：	コース期間+1 カ月または 2 カ月 (コース期間に準じる)
申請手順：	受入学校より入学許可書 (COE) を入手後、オンライン申請
申請方法：	オンライン申請 (日本国籍の場合)
主なビザ 申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学許可書 (COE-Confirmation of Enrollment) が発行されていること。 ・ 健康保険 (OSHC-Overseas Student Health Cover) に加入していること。 ・ 滞在費として十分な資金を保有していること。 ・ 健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること。

※2016 年 1 月現在の情報です。申請の際は事前に DIBP に確認願います。申請料金・審査期間は P28 別紙参照

事例： 就学 4 カ月 + ビザ残存期間 = 5 カ月

学校にて語学研修 4 カ月 (午前～午後)
放課後は現地市場調査など実践

現地法人にて
研修～ 1 カ月

就学目的で取得する学生ビザは、企業によっては語学研修やそのほか人材育成の一環としても活用することが可能です。大きなメリットは、就学期間中は 2 週間中、40 時間まで就労が可能、コース終了後はフルタイムで就労可能であり、就学時間以外にビジネス活動を実施することが可能である点です。また、年齢制限がない点も大きなポイントです。

4. ワーキングホリデービザ (417) Working Holiday Visa (subclass 417)

目的：	若い方が休暇または就労目的で文化交流を促進するために滞在可能なビザ
ビザ期間：	1年間。 就学は最長4カ月、就労は1雇用主のもとで最長6カ月まで可能
申請手順：	申請日が30歳以下であればいつでも可能。希望職種によって健康診断が必要。
申請方法：	オーストラリア国外からオンライン申請
主なビザ 申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時の年齢が18歳～30歳以下であること。 ・扶養家族の子供がいる場合、帯同しないこと。 ・滞在費として十分な資金を保有していること。 ・健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること。

※2016年1月現在の情報です。申請の際は事前にDIBPに確認願います。申請料金・審査期間はP28別紙参照

事例： 就学4カ月+就労6カ月=10カ月の研修プログラム

学校にて語学研修～4カ月

現地法人にて研修6カ月

30歳以下の若い人材を研修もかねて派遣する上で活用できます。ただし、このビザは一生に一度しか申請できないため、個人の意思により雇用主の意向に沿い利用することに了承した際に利用可能です。ビザ申請時に就学や就労に関する情報を必要とせず、迅速に発給される点は人員計画を立てる上で、汎用性の高いビザです。最近では「インターンシップ」目的でオーストラリア企業もワーキングホリデービザを利用しているため、主目的が「ホリデー（休暇）」でない場合も認可されています。また、一定条件を満たす場合、セカンドワーキングホリデービザも存在しますが、ここでは割愛します。

IV 業務などに利用する主なビザの種類とその解説

企業進出前にも、設立の準備やそのほか、ミーティングなどによりオーストラリアへの訪問機会は多く発生します。ここからは、短期的訪問のビザを解説します。

— 出張や会議出席関係など —

短期滞在として最も頻繁に企業が利用するビザは ETA となります。2013年3月の法改正により短期滞在に関するビザ・サブクラスが変更となり、渡航目的に準じて3か月以内の滞在であっても ETA の範囲が規制され一時就労（400）ビザに該当するケースがあります。目的に準じたビザを渡航前に申請し、目的がどのビザに該当するか不明な場合は最寄りの DIBP へご確認下さい。ETA 対象外国籍は観光・商用ビザ（600）のビザが必要になります。

目的 国籍	豪州以外APECも 頻繁に渡航	会社設立準備・ 市場調査	会議・展示会 出席	人材育成のため 3か月以内 語学研修	機材の修理 アフターサービ ス・一時就労
日本含む ETA国籍 3か月以内滞在	APEC card (APECメンバー の国のみ)	ETA(601)	600 目的・健康・人物 審査で検討要	400 目的・健康・人物 審査で検討要 (例外6か月滞在可)	
ETA以外の 外国籍 3か月以内滞在	APEC card (APECメンバー の国のみ)		600 目的・健康・人物 審査で検討要	400 目的・健康・人物 審査で検討要 (例外6か月滞在可)	

1. ETA (601) Electronic Travel Authority (subclass 601)

目的：	3 カ月までの短期滞在として①観光（観光・親族訪問）②商用目的（“Business Visitor Activity”公用・商談・会議・学会出席）で渡航の場合利用するビザ
ビザ期間：	1 年間有効。期間中は到着日から最長 3 カ月までの滞在可能で、数次可能。 最長 3 カ月まで就学が可能だが、8115 - 「就労不可」 Cannot Work
主なビザ 申請要件：	・ 渡航目的が ①観光 ②商用目的であること。 ・ 健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること。
申請方法：	DIBP ホームページよりオンライン申請可能。 オーストラリア DIBP サイト https://www.eta.immi.gov.au/ETAS3/etas *ETA は旅行会社などでも申請が可能。また申請料金ではなく手数料のため、申請方法・申請先によって手数料が異なる。

事例： 就学後、ビジネス環境視察（合計滞在期間 3 カ月以内）

学校にて語学研修～ 3 カ月

現地法人にて視察研修

2013 年 3 月より、①観光目的 (Visitor) ②商用目的 (Business) も同じビザクラスに統一されました。商用目的の場合、短期商用として会議出席や展示会参加など「就労(Work)」以外の「ビジネス活動 (Business Visitor Activity)」が可能と定義されおり、条件には Cannot Work と明記されています。また、オーストラリア滞在期間を長期化する目的で隣国のニュージーランドなどへ出入国を繰り返すような状況は好ましい状況ではなく、出入国審査が厳しくなりますのでご注意ください。また、短期滞在であっても 各目的によっては一時就労 (Temporary Work (Short Stay Activity) subclass 400) ビザを取得必要な場合があります。

原則として ETA は、

- ・ 企業の就労や職場における研修目的のビザではない。
- ・ 就学は 3 カ月以内まで可能。
- ・ 数次利用可能だが、滞在を長期化する目的のビザではない。
- ・ 滞在が 3 カ月以内の短期であっても目的によっては 400 のビザが必要。

ビジネス活動の定義 (Business Visitor Activity)

- ・ 一般的なビジネスや雇用についての問い合わせ。
- ・ ビジネスに関する調査、交渉、契約締結やサインなど。
- ・ 政府間の一部の活動として訪問。

- 国際会議や、貿易フェア、セミナーなど企業（雇用主）によって指示され参加するもの。

就労の定義（Work）

- オーストラリアにおける就労・サービスを提供・物品販売や一般消費者に対するサービス提供など。

2. 観光・商用ビザ（600） Visitor Visa Business Visitor Stream（subclass 600）

目的：	ETA が取得できなかった場合のビザ 3 カ月までの短期滞在として①観光（観光・親族訪問）②商用目的（"Business Visitor Activity" 公用・商談・会議・学会出席）で渡航の場合利用するビザ
ビザ期間：	審査によって決定。 最長 3 カ月まで就学が可能だが、就労は不可
主なビザ 申請要件：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航目的が ①観光 ②商用目的であること。 ・ 健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること。 ・ ETA 対象国籍以外の方または ETA を取得できなかった方。
申請方法：	オンライン。対象者によって、韓国のオーストラリア大使館 DIBP へ申請。

※2016 年 1 月現在の情報です。申請の際は事前に DIBP に確認願います。申請料金・審査期間は P28 別紙参照

日本国籍の方は大半が ETA にて渡航となりますが、健康上の基準や人物審査の基準を満たさない場合によって取得できない場合、600 のビザを申請することになります。また、中国やインド、ブラジルなど ETA 対象外国籍の方は観光(Visitor Stream)・商用目的(Business Stream)の際、600 の申請が必要となります。基本ビザ条件は ETA(601)と同じです。

3. 一時就労ビザ (400) Temporary Work (Short Stay Activity) Visa (subclass 400)

目的：	特定の目的に限って、一時的な就労の際に滞在可能とするビザ。 オーストラリア国外からのみ申請可能
ビザ期間：	審査によって決定。 原則最長 3 カ月（場合によっては 6 カ月） ビザ発給後 6 カ月以内に入国が必要。
主なビザ 申請要件：	・ 渡航目的が 下記①～③のいずれかに該当すること。 ・ 健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること。
申請方法：	オンライン。対象者によって、韓国のオーストラリア大使館 DIBP へ申請。

※2016年1月現在の情報です。申請の際は事前に DIBP に確認願います。申請料金・審査期間は P28 別紙参照

一般的に ETA や就労ビザ (457) の目的に該当しない特定の目的に対して発給されるビザです。ETA 期間より長期で滞在したい、という目的には該当しません。また、就労ビザ (457) 申請中で待機中に勤務するという目的にも該当しないため、この 400 の使い方には十分注意が必要です。企業でこの 400 に該当するビザは特別な場合になります。

6 カ月の有効期限が認可されるケースは、何らかの「(滞在必要) 強いビジネス事由」がある場合のみです(ただし、シニアエグゼクティブなどがオーストラリア関連企業をマネジメント目的で長期訪問する必要がある場合などを除く)。

該当とする就労内容：

- ① 特定の目的、または特化した職務 (Highly Specialised Work) のためにオーストラリアにて繰り返しの伴わない (non-ongoing) 一時的な就労理由があること。給与はオーストラリアで発生せず、(a) (b) いずれかに該当すること。
- (a) ANZSCO CODE にてスキルレベルが 1、2、3 に該当すること。
- (b) グローバル企業などで特殊な設備投入や、アフターセールスサービスまたは緊急の修理などで業務が必要。
- 日本製のプリンターを販売し、導入したが、故障し、修理可能な人材がオーストラリアに存在しないため、渡航 (定期的なメンテナンスではない)。(b)
 - 資源業界などで、資源移送目的で、その特殊管理や監視目的で渡航。(a)
 - オーストラリア国外のみ (日本) で放映されるテレビコマーシャルや番組取材、撮影目的のため、ディレクター、カメラマンや女優などが渡航。(a)

- 女優や歌手がプロモーションのために訪問。（例：記者会見やメディア・インタビューなど）(a)

コンサートなどの実施はエンターテインメントビザ（420）が必要。：

<https://www.border.gov.au/Trav/Visa-1/420->

- ② 文化的・社会的な特定のイベント（non-ongoing event）などに招聘され参加する場合、特にスポーツ選手やゲストレクチャー、アーティストなどが給与ではなく、現地企業や団体から賞金や、招聘に相当する御礼やギャラ・渡航費手当など受け取ることが発生する場合。
- アマチュアスポーツ選手がマラソン大会に参加（賞金の可能性が高い人材）。
 - 基調講演のために招聘された作家に御礼や渡航費を支給。
- ③ そのほかオーストラリアにとって国益となる限定的な活動の場合。
- 天災が発生し、海外から救援隊など特定活動が緊急に必要な場合。

4. APEC Card

目的：	オーストラリア含む APEC 諸国への商用目的の短期滞在を可能とするビザ
ビザ期間：	5 年間。 数次利用可能で入国時から 90 日滞在可能。
主なビザ 申請要件：	<ul style="list-style-type: none"> • APEC 諸国のパスポート保持者であること。 • 出張・投資活動を実施する目的で APEC 諸国へ頻りに渡航機会があること。 • 犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること。
申請方法：	<p>日本国籍の方は日本の外務省へ申請（国籍によって申請管轄が異なります）。</p> <p>http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/btc/index.html</p> <p>http://www.businessmobility.org/key/abtc.html</p> <p>〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1</p> <p>外務省経済局アジア太平洋経済協力室 「APEC・ビジネス・トラベル・カード」（ABTC班）</p> <p>メールアドレス：abtc@mofa.go.jp FAX：03-5501-8340</p>

※申請料金・審査期間は外務省へお問い合わせ下さい。

オーストラリアへ短期出張・商用目的で渡航の際に、オーストラリアビザではなく APEC カードを申請するという方法もあります。これは、オーストラリアに限らず、APEC 諸国内（Asia-Pacific Economic Cooperation）に頻りに商用にて渡航する方にとっては便利なカードに

なり、APEC 諸国への渡航であれば、都度ビザ申請などは不要です。また、各空港においても、優先的に入国できるシステムとなり、迅速化が可能です。APEC Card でオーストラリアに入国した場合、ビザクラスは 600 となります。

2015 年 9 月 1 日より有効期限が 3 年から～5 年へ延長となり、ビジネスによる人の移動が緩和されました。申請方法や詳細は、上述の外務省ホームページをご覧ください。

参考資料 業務・就労などのビザ比較

ビザサブクラス	600	601	400	417	500番台	402	457
ビザ名称	観光・商用	ETA(観光・商用)	一時就労	ワーキング ホリデー	学生	研修	就労
活動内容	ビジネス活動のみ	ビジネス活動のみ	就労	就労	就労	就労・研修	就労
滞在可能期間	最長12か月	最長3か月	最長6か月	12か月まで	就学コース 期間に準じる	最長2年	最長4年
就労可能期間	不可	不可	最長3か月 (例外として 最長6か月)	1雇用主につき 最長6か月	各2週間中 最長40時間 (コース期間外 はフルタイム可)	最長2年	最長4年
年齢制限	なし	なし	なし	18 - 30歳	なし	なし (浅い経験の方)	なし
英語力	問わない	問わない	問わない	問わない	就学コースに 準じる	原則IELTS4.5 程度	各セッション IELTS4.5以上、 Overall6.0
就労する人の スキルレベル	問わない	問わない	関連する 職務経験	問わない	コース要件に 準じる	過去24か月に 関連する就学を 最低12か月 以上修了または、 職務経験がある こと	ANZSCO code 要件に準じる

参考資料 業務・就労などのビザ申請料金および申請期間の一覧

ビザサブクラス	600	601	400	417	500番台	402	457
ビザ名称	観光・商用	ETA(観光・商用)	一時就労	ワーキングホリデー	学生	研修	就労
注	DIBPサイトで申請の場合手数料A\$20				*574,576は扶養家族用申請料金不要	スポンサーシップ:A\$420 ノミネーション:A\$170	スポンサーシップ:A\$420 ノミネーション:A\$330
申請料金 (約82円) 2016年1月	A\$130	なし	A\$175	A\$440	A\$550	A\$380	A\$1060
主申請者基本料金							
18歳以上扶養家族	対象外	対象外	A\$90	対象外	*A\$410	A\$190	A\$1060
18歳未満扶養家族	対象外	対象外	A\$45	対象外	*A\$135	A\$95	A\$265
STAC	観光のみ対象 A\$700	対象外	対象外	対象外	A\$700	A\$700	A\$700
	http://www.border.gov.au/Trav/Visa/Fees						
審査期間(日本国籍)	1日	申請日	5日	6日間	14日間	2か月	2か月
	http://www.border.gov.au/about/access-accountability/service-standards/visa-processing						

※2016年1月現在の情報です。申請の際は事前にDIBPに最新の申請料金・審査期間をホームページにてご確認下さい。

申請料金: 主申請者・扶養家族(配偶者・子供)など各申請者の申請料金が加算されるしくみとなります。

STAC (Subsequent Temporary Application Charge): オーストラリア国内で申請されたビザを保持している方がさらに現地でビザ申請する際にかかる追加料金です。つぎのビザ申請の為にオーストラリア国外(例: 日本)へ出国し、国外から申請した場合、この料金はかかりません。

上記のURLはこちらをクリック願います。 <https://www.border.gov.au/Trav/Visa/Fees> および <https://www.border.gov.au/about/access-accountability/service-standards/visa-processing>

V よくある質問 FAQ

よくお寄せいただくお問い合わせを紹介しています。具体的な解説は本冊子内の該当する各ビザガイドをご参照ください。

Q1. 短期でオーストラリア現地支社に業務出張させたいが、その場合のビザのサブクラスは何か？ 制約はあるのか？出張者は支社から報酬をもらえるのか？

A1. 600、601、400 が目的によって想定できる。また APEC card という手法も可能。支社からの報酬は 400 以外不可。

ビザ クラス	ビジネス活動	ビザ条件
ETA(601)	<ul style="list-style-type: none"> 一般的なビジネスや雇用についての問い合わせ ビジネスに関する調査、交渉、契約締結やサインなど 政府間の一部の活動として訪問 	8115 No work 就労不可（ビジネス活動のみ）
600	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議や、貿易フェア、セミナーなど企業（雇用主）によって 指示され参加するもの 	
400	<p>短期的（最長 6 カ月以内）、高度技術を要する特殊なケース、「継続的な」職務ではないこと。</p> <p>オーストラリア組織による「継続的でない」イベントに招待され、参加するもの。</p> <p>高度技術者＝オーストラリアビジネスをサポートし、かつ国内でこれらの高度技術者が見つからない場合に派遣。</p> <p>ANZSCO Code でスキルレベルが 1～3 に該当すること。</p> <p>例：納品した機材の導入や緊急なメンテナンスなど。</p>	8107 Work Limitation 制約された業務を 遂行
APEC Card	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアビザではないが 90 日滞在可能。 活動範囲は 600 同様。 	8115 No work 就労不可（ビジネス活動のみ）

- Q2. 短期で取引先のオーストラリア企業に出張させて、仕事をサポートするにはビザの種類はあるか？
- A2. あくまでも目的や内容に準じるが、3 カ月以内であれば 400(状況によって 6 カ月)、3 カ月以上であれば 457 となる。「取引先」の意味が「関連企業現地法人」という意味であれば、「就労条件=Work Rights」が付与されているビザクラスが検討範囲内となる。しかし、目的に準じ、ほかのビザの可能性もあるため、DIBP に要確認。
- ・出張者は報酬を現地企業からもらえるのか？
- ⇒ 457・400 は可。600, 601, APEC は不可
- Q3. 法人、支社、駐在員事務所設立のための出張の際のビザの種類は何か？
- A3. 会社設立準備のための活動として出張行為は Q1 にあるビジネス活動(一般的なビジネスや雇用についての問い合わせ・ビジネスに関する調査、交渉、契約締結やサインなど)に該当するため ETA もしくは 600 で問題ない。
- Q4. 駐在員事務所の駐在員として派遣する際のビザでは、就労ビザ 457 (駐在員ビザ)の取得は可能か？
- A4. 可能。駐在事務所であっても ABN (Australian Business Number) 取得が可能であるため、将来的に事業を開始することを想定し、Business only operating outside of Australia として、スポンサー取得が可能。
- Q5. ETA ビザによる滞在で法人設立に必要な在任役員になれるのか？
- A5. これは「移民法」に関する設問とならず、会社法になる。会社設立には「at least 1 director must be “usually resident” in Australia」という規定しかなく、ビザクラスについての定義はない。この点については弁護士の相談が必要。
- Q6. 就労ビザ (457) の取得に時間がかかっている場合に、つなぎで取得すれば業務に従事できるビザはあるのか？取得手続きはどんなステップがあるか？
- A6. 現行「つなぎ」のためのビザというものは存在しない。現在就労ビザは審査期間も 1 ~2 カ月 くらいが目安となり、迅速化しているため、現地における「就労」は 457 が最適なビザとなり、これ以外となると、「就労可能」なビザ (Work Rights があるもの) が適切といえる。
- ETA、600 は現地での就労行為は不可能だが、現地に ETA や 600 にて入国し「待機」し、457 を現地にて発給することは可能。

- Q7. オーストラリア現地法人（支社）での研修目的のビザは何になるか？
その際の条件は？
- A7. Training and Research Visa (402) Occupational Trainee stream が対象
このほかに「研修」目的としてワーキングホリデー（417）、学生ビザ（500番台）
のような「就労条件=Work rights」が付与されているビザも活用可能。
- Q8. 取引先のオーストラリア企業での研修目的のビザは何か？その条件は何か？
- A8. 同じく Training and Research Visa (402) Occupational Trainee stream にて可能。
- Q9. 大至急ビザが必要になった。どのような方法が考えられるか？
- A9. ビザ=就労ビザ（457）が必要になったと予測すれば、まず ETA で入国し、現地
にて 457 ビザ申請へ切り替え手続きをすることが可能。その際に、緊急に 457 ビザが
必要になった理由や説明を申請時に提示することが望ましい。
- Q10. 英語試験を免除される人はいるのか？
- A10. 以下三つのケースは英語試験免除となる。
- ・カナダ・ニュージーランド・アイルランド・英国・米国国籍の方
 - ・年間給与額が 9 万 6,400 豪ドル以上の方
 - ・中学・高等学校・大学において英語による授業を累積で 5 年以上就学した方

VI 最近の法改正 2014年2月～2015年12月

2014年1月「オーストラリアの就労ビザ取得ビザガイド」刊行以来、最近の法改正は Robust New Foundations リポートによる法改正提案や日豪 EPA 発効に伴う法改正が主な点となります。

前刊行版からの重要な法改正概要を以下に記述していますが、オーストラリアにおける日系企業ビジネス運営にかかわる影響については既にいくつかは法改正が実施されたものの、まだこれから法改正があることをご留意ください。

また、就労ビザを運営する上で、Robust New Foundations リポートを踏まえた改善点として後半 1-5 を政府は提示しています。

2014年2月14日 就労ビザ (457)

ノミネーションのポジション数にかかわるスポンサーシップ有効期限の緩和

スポンサーシップ申請時に、ノミネーション申請予定数を記載する必要がありますが、かつてこのノミネーション数が終了した時点または、スポンサーシップ有効期限のどちらか早い方で期限が終了していました。しかし、ノミネーション申請数に関わらず許可されたスポンサーシップ有効期限まで利用できるようになりました。法改正後もスポンサーシップ申請時に、ノミネーション申請予定数を明記しますが、実際の申請数と差異がでることは構いません。

2014年11月23日 一時就労ビザ (400) 有効期限が緩和

一時就労ビザ (400) Temporary Work (Short Stay Activity) Visa (subclass 400) の滞在期間や有効期限が以下のように緩和されました。また、資源業界で必要とされる特殊業務なども、この 400 が適切というポリシーになりました。

	改正前	改正後
滞在期間	6 週間 (状況によっては最長 3 カ月)	3 カ月 (状況によっては最長 6 カ月)
入国有効期限	発給から 3 カ月	発給から 6 カ月

2015年1月15日 日豪 EPA 締結による就労ビザ (457)

Labour Market Testing (労働市場調査) の免除

日豪 EPA 締結により、円滑なビジネス促進を目的に、就労ビザ申請時、日本国籍保持者は具体的な労働市場調査 (Labour Market Testing - LMT) が、免除となりました。

2015年4月18日

1. 就労ビザ (457) 英語力の緩和

今までは、IELTS 各セクションにて 5.0 以上必要とされていた英語力が、各セクションでは最低 4.5, Overall 5.0 と緩和されました。また IELTS 以外にも、TOEFL をはじめとするほかの英語試験も認可されるようになりました。また、英語による授業を中学・高校・大学時に連続して 5 年以上就学している方が 英語力免除となっておりますが、「連続」でなく「累積」5 年以上であれば認可されるようになりました。

2. 年収要件とマーケットサラリーを提示不要となる金額

ノミネーション申請要件として必要な、給与のマーケットサラリーの提示は一時緩和され、年収 18 万豪ドルであれば不要でしたが、2015 年 6 月 16 日に再度法改正され、結果現行のとおり、年収 25 万豪ドル以上の場合、マーケットサラリーの提示は不要となりました。なお、就労ビザ取得に必要な最低年収 TSMIT (The Temporary Skilled Migration Income Threshold) は現状維持の 5 万 3,900 豪ドルとなり、英語力が免除される年収 (base salary) も 9 万 6,400 豪ドル以上と、現状維持となりました。

3. スポンサーシップの義務について状況が変更になった場合の報告期限

今までは、何らかの状況が変更になった場合は、その事実から 10 日営業日以内に、報告義務がありましたが、これが 28 日以内 (祝日・休日を含む) と緩和されました。

2015年5月20日 就労ビザ(457) スポンサーシップ有効期限が緩和

スポンサーシップ期限が以下のように緩和されました。

	改正前	改正後	ビザ発給期間
ビジネス運営 12 カ月未満	1 年間	18 カ月	最長 18 カ月
ビジネス運営 12 カ月以上	3 年間	5 年間	最長 4 年

この頃から、移民省の「ビジネス運営」の解釈が変更となり、今までは、日本企業のように「海外」で12カ月以上運営しており、実績のある企業については、オーストラリア国内でのビジネスが運営12カ月未満であっても、ビジネス運営が12カ月以上として扱われました。しかし、今後はオーストラリア国内での実績に応じて期限が定められることとなるため、初めて進出する日本企業はスポンサーシップの有効期限は18カ月であり、駐在員のビザ期限も最長18カ月となります。

2015年11月20日 健康診断要件の大幅改正

10年以上ぶりの大幅改正となり、これにより、日本国籍保持者は「特殊な状況 (Special Significance Situations)」に該当しない限り、一時居住目的の場合は、健康診断が不要となりました。ただし、他国に3カ月以上 居住していた場合は、必要な状況もあります。 詳細の内容は移民省サイトをご覧ください。

<http://www.border.gov.au/Trav/Visa/Heal/meeting-the-health-requirement/health-examinations>

2015年12月15日 スポンサーシップにおける不法行為の処罰

ビザ発給を施すために、報酬を要求するような行為は不法行為であるとして刑法・民法の観点から制裁措置を実施することとなり、あわせてビザキャンセルの対象となることとなりました。特に、就労ビザや永住ビザ取得において、雇用主が仕事のポジションを与えるかわりに、非雇用主に対して金銭やそのほかの見返りや報酬支払いを要求することは厳しく罰せられることとなりました。

移民省原文： <http://www.border.gov.au/Trav/Work/Work-1>

< **Robust New Foundations** レポートによる就労ビザ（457）を運営する上での主な改善点 >

1. 技術移住についてのアドバイザリー諮問委員会の設置

Ministerial Advisory Council on Skilled Migration (MACSM)

技術移住に関する問題点（TSMIT や CSOL についてなど一時居住から永住に関する内容）を検討する第三諮問委員会が設置されました。技術移住には就労ビザ、一時居住、永住ビザなどが含まれます。

2. 移民省（DIBP）、ATO（オーストラリア国税局（ATO: Australian Tax Office））、労働監督庁（FWO: Fair Work Ombudsman）とセンターリンク（Centrelink）における情報共有の強化

FWO は引き続き 457 ビザの監督管轄となり、関係する政府間においてより情報共有がなされるようになります。モニタリングの機能がさらに強化され、制裁措置決定などの情報は移民省のサイトに公開されるようになります。また、457 申請者はビザ申請の際に Tax File No を提示する必要になります。

3. 職務経験をより適切に認可するようスキルアセスメントを校正

スキルアセスメントを適切に評価するため、関連する資格保持者のみならず、「職務経験」も認可の対象とすることを移民省は当該管轄と協議しています。

4. ビザ申請料金の見直し

過去数年間にわたり 457 ビザ申請料金が高騰し、特に 457 ビザに対して悪影響にもなるという点から現在見直しが実施されています。特に、扶養家族に対する申請料金や、オーストラリア国内における更新時の追加申請料金について検討されています。

5. ビザ申請者の権利や責務についての概要

スポンサーは雇用契約書の中に、ビザ申請者の権利の概要および労働監督庁にて規定されている説明書を含めなければならないとされています。

Robust New Foundations のレポートの詳細：

<http://www.border.gov.au/ReportsandPublications/Documents/reviews-and-inquiries/streamlined-responsive-457-programme.pdf#search=robust%20new%20foundations>

VII 付録

1. スマートゲートについて

移民省は段階的にシステムを改善し、現在、ePassport といわれるマイクロチップが搭載されているパスポート保持者はこのスマートゲートシステムにて自身で入国手続きするシステムを利用可能としています。日本国籍パスポートもこの ePassport に該当するため、入国時に迅速な手続きが可能です。詳細は移民省サイトをご覧ください。

<https://www.border.gov.au/Trav/Ente/GoIn/Arrival/Smartgateor-ePassport>

2. 就労ビザ 457 → 永住ビザへ

(Employer Nomination Scheme – ENS – subclass 186)

駐在員の利用する就労ビザ（457）にて一定期間就労した場合、永住ビザに切り替える選択肢もあります。企業側にとって、現地法人として「永住者」を採用している実績を提示できるので、長期的なビジネスを運営していく点においてメリットがあります。

一時居住（Temporary）と永住（Permanent）の大きな違いは、永住者になるとオーストラリア国籍保持者とほぼ同等の権利が発生する点です。具体的には社会保障（年金・保険・医療サービスなど）へのアクセス、教育については授業料が現地国籍と同様になり、安価で高水準の教育を受けることができます。そしてオーストラリアに永住が可能です。「永住者」として居住要件を満たすことも義務となります。

申請方法は、ほぼ就労ビザに類似したステップではありますが、①ノミネーション（会社の研修状況＋ポジションの審査） ②ビザ（申請者本人の審査）となります。基本、安定したビジネスを維持している企業であれば、申請可能となります。雇用主がスポンサーとなるこの永住ビザは ENS-Employer Nomination Scheme といわれ、457 同様 CSOL にある職業のみ申請可能です。また、ENS は年齢が申請時に 50 歳未満であることが条件です（給与・職務で例外はあり）。永住を希望する場合、主に以下の二つの選択肢があります。

- a) 457 からの移行のケース (Temporary Residence Transition Stream)
- b) 直接永住へのケース (Direct Entry Stream)

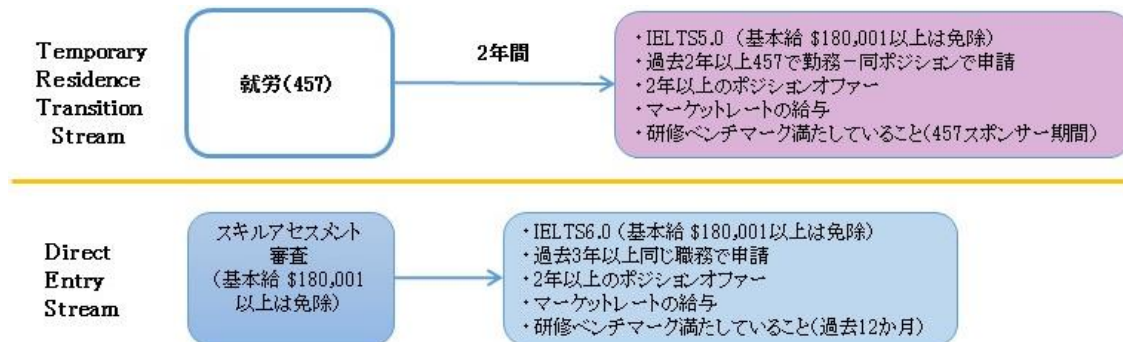
a) 457 からの移行ケース (Temporary Residence Transition Stream)

457 にて 2 年以上勤務し、さらに同じポジションにて雇用主が「永住」として 2 年以上スポンサーする意志がある場合、申請可能となります。このメリットは、既に勤務した実績があるため、「スキルアセスメント」が不要になること。そして、英語力は 457 同様 IELTS 5.0 以上でよいという点です。

b) 直接永住へのケース (Direct Entry Stream)

はじめから「永住」としてスポンサーする場合で 457 の代用としてこの ENS を申請することで駐在員を派遣するケースです。この場合、DIBP へ申請以前に「スキルアセスメント」という各職業別に規定されている管轄において申請者の職歴などを審査し、認可されなければ DIBP へ申請ができません。また、英語力 IELTS 6.0 以上が必須です。

<457→ENS へ>



申請手順: 受入先は企業（法人）がスポンサーになる必要があり、以下の 2 段階の審査となります。

- ① ノミネーション 会社のトレーニング状況やポジション（職業）の審査。
- ② ビザ申請 このポジションに就く申請者の審査。

申請方法: ①ノミネーション ②ビザ

審査は①→② と段階的に許可されるが、一度に申請が可能です。

すべてオンラインで申請 （審査期間 2 カ月程度）

永住ビザについての詳細は **Registered Migration Agent** やビザコンサルタントにお問い合わせ下さい。

3. 参考文献 (ウェブサイトリストなど)

<オーストラリアほか>

オーストラリア移民・国境警備省 (Department of Immigration and Border Protection)

<http://www.border.gov.au/>

オーストラリア政府移民手続代行業者認定局

(Office of the Migration Agents Registration Authority (OMARA))

<https://www.mara.gov.au/>

National Accreditation Authority for Translators and Interpreters (NAATI) Limited

<http://www.naati.com.au>

Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

Fair Work Ombudsman

<https://www.fairwork.gov.au/>

ABN Lookup

<http://abr.business.gov.au/>

APEC Business Travel Card

<http://travel.apec.org/travel.html>

Business Mobility Group (APEC)

<http://www.businessmobility.org/key/abtc.html>

The Migration Act 1958 and the *Migration Regulations 1994*

http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/ma1958118/

http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/mr1994227/

<日本>

在日オーストラリア大使館 査証課 (DIBP, Tokyo) ・領事部 (Consular)

<http://www.australia.or.jp/visa/>

<http://www.australia.or.jp/consular/notarial/>

在日オーストラリア政府 教育公式ホームページ (Study in Australia)

<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan>

外務省 (Ministry of Foreign Affairs)

<http://www.mofa.go.jp/>